

公的研究費等にかかる不正告発等の取扱いについて

就実大学・就実短期大学 学長 片岡 洋行

本学が受領しております公的研究費等についての不正使用、不正行為等に係る告発等を受けた場合、下記のとおり取り扱います。

【機関内外からの告発等】

本学において管理する公的研究費等の不正使用等に関する通報や告発等は、総務課にて対応します。

・相談及び通報窓口

就実大学・就実短期大学 総務課 TEL：086-271-8111

E-mail：soumu@shujitsu.ac.jp

【告発等を受けた場合の取扱い】

①学内外より受けた告発等については、告発等の受付から30日以内に告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告します。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとします。

②調査が必要な場合は「就実大学・就実短期大学公的研究費不正に係る調査委員会規程」に基づき就実大学・就実短期大学公的研究費不正調査委員会（以下、委員会）を設置し、調査を実施します。（委員の構成については半数以上が外部有識者とし、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接利害関係を有しない者）

（委員会組織）

- (1) 不正が疑われる研究者の所属する学部長
- (2) 学外の弁護士
- (3) 学外有識者 2名以上
- (4) 事務部長
- (5) 総務部長
- (6) その他学長が特に必要と認めた者

③本学に所属する被告発者は必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとします。

④委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定します。

【配分機関への報告及び調査の協力】

本学は調査実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議します。告発等の受付から 210 日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出します。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出します。また、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関に報告いたします。

その他、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出します。調査に支障がある等、正当な理由がある場合は除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じます。

【判定の通知及び公表】

調査委員会は本調査の結果に基づき、特定不正行為の有無並びにその内容、関与した者及びその関与の程度、研究経費の不適切な使用がある場合はその額その他該当調査の対象となった研究の適正に関する事項について、審査及び判定を行います。

調査委員会は判定を行ったときは、その内容を学長及び関係部署に報告し、申立者及び調査対象者に通知します。

学長は報告を受けて特定不正行為が存在しなかったことが確認された場合は調査対象者の研究活動の正常化及び名誉回復のため、十分な措置をとります。

学長は調査委員会から報告を受けた後、特定不正行為に該当する事案については必要に応じ研究・配分機関へ報告するとともに、正当な理由がある場合を除き、研究・配分機関からの進捗報告、当該事案に係る資料の提出・現地調査の要求に応じます。

公表する内容は、不正に関与した者の氏名、所属及び不正の内容並びに本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名、所属、調査の方法及び手順等とします。ただし、その内容のうち、特に不開示とする必要があると認められる情報は除くことがあります。また、学長は調査事案が学外に漏えいしていた場合や社会的影響が大きいと判断される事案である場合には、必要に応じて調査の途中であっても中間報告として公表することがあります。

【不服申し立て】

判定に基づき、特定不正行為と認定された申立対象者及び申し立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、書面または口頭による不服申し立てをすることができます。なお、申し立てできる機関は判定結果の通知を受けた日から 20 日以内とします。

不服申し立てがあった場合、審査については当該調査を行った委員会が行います。その

際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるもの場合には、委員の交代、追加、当該委員会に代えて他に審査をしていただくことがあります。

不正行為の認定に係る不服申し立てについては、趣旨や理由等を勘案して、再調査の有無を速やかに決定します。なお、不服申し立てに理由がないことが明らかな場合は、直ちにその旨を学長及び調査委員会、関係部署に報告し、申立対象者へ通知します。

不正行為の認定に係る不服申し立てについて、再調査を決定した場合は、申立対象者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再審査に協力していただきます。なお、申立対象者が協力をしない場合は再調査を行わず申立対象者への通知をもって、審査を打ち切ることができます。

申立対象者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合は、申立者に通知し、当該不服申し立てが特定不正行為に係るものである場合は、必要に応じてその事案に係る研究・配分機関に併せて報告いたします。また、不服申し立ての却下または再審査開始の決定をしたときも同様とします。

不正行為の認定に係る不服申し立てについて再調査を開始した場合は、調査開始日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を申立対象者、申立対象者が所属する機関等及び申立者に通知します。また、当該再調査が特定不正行為に関するものであるときは、その事案に係る研究・配分機関に併せて報告します。

悪意に基づく申し立てと認定された申立者からの不服申し立てについては、申立者が所属する機関等及び申立対象者に通知し、また30日以内に再審査を行い、その結果を申立者、申立者が所属する機関等及び申立対象者に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関に報告します。

【秘密保持】

「就実大学・就実短期大学公的研究費不正に係る調査委員会規程」において、委員及びその他の者で委員会に関したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととしますので、通報者が通報したことを理由として、当該通報者の研究または就業環境が悪化することのないよう適切な措置を講じるとともに、解雇、その他の不利益な取扱いを行わないものとします。

【不正に係る懲戒について】

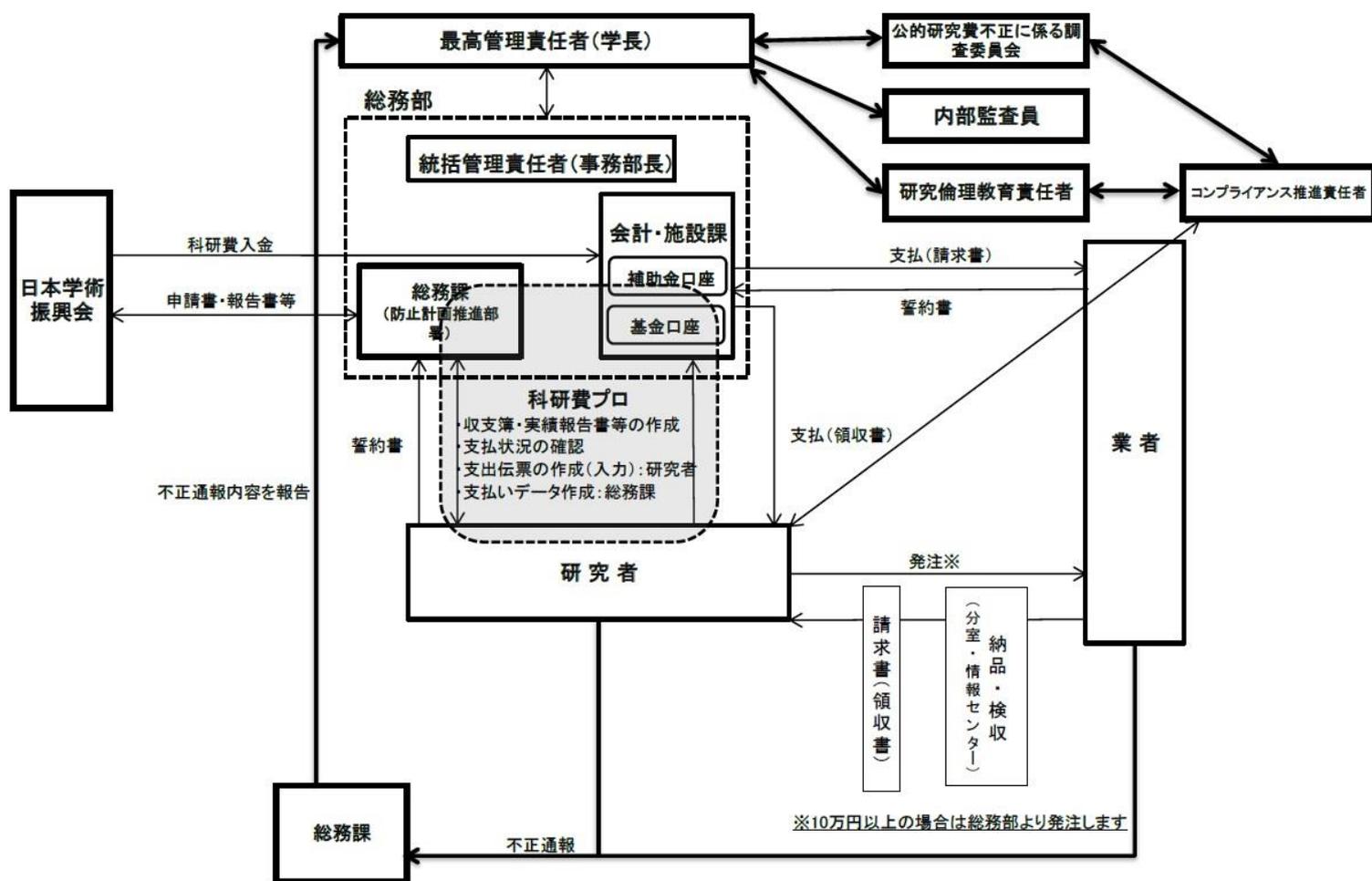
「就実大学・就実短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程」第9条2項より公的研究費等に関し不正行為を行ったものに対しては、就実学園 就業規則第7章における懲戒の規程を準用し懲戒します。

【不正に関与した業者への対応】

本学の受領している公的研究費等に関与する業者に対し「誓約書」の提出を求めています。

す。万が一、業者が不正に関与した場合については、取引停止を含むいかなる処分を講じ
ることを誓約していただいております。また、監査・調査等において、取引帳簿の閲覧や
提出等の要請があった場合には、協力していただくことがあります。

【科研費学内フロー図】



担当部署
 就実大学・就実短期大学 総務課
 TEL 086-271-8111
 FAX 086-271-8310
 E-mail soumu@shujitsu.ac.jp